

## 第5回 練馬まちづくりセンター運営協議会 議事要旨

日 時	平成20年4月21日(月曜日) 18:30~20:30
場 所	練馬区役所東庁舎6階 603会議室
出席者	委員 小泉秀樹会長、伊東利孝副会長、田島夏与、石井和政、谷口紀昭、 小口深志、竹谷恭子、阪西淳史、宮下泰昌、福辺邦男 (順不同・敬称略)
事務局	石川貴洋、吉田健秀、田中一広、杉崎和久、小谷俊哉、駒井康一郎 猪俣美姫

### 〔議事概要〕

#### 1 委員の出席状況・傍聴者の報告

#### 2 小泉会長あいさつ

#### 3 石川所長あいさつ

#### 4 報告事項

(1) 平成19年度事業報告 [資料1]

(2) 平成20年度事業計画 [資料2]

#### 5 協議事項

センターサポーター制度(案)について [資料3]

#### 6 連絡事項

・次回、協議会の日程…8月1日(金)18時30分から決定

・センター事業の案内

平成19年度まちづくり活動助成最終報告会(5/17)

練馬まちづくりのwaメッセ2008(5/17・18)

平成20年度まちづくり活動助成公開審査会(5/31)

### 〔発言要旨〕

#### 1 委員の出席状況・傍聴者の報告

〔事務局 吉田〕現在の出席委員は8名である。傍聴者は、ホームページで広報しましたが、申込みは無かった。

#### 2 小泉会長あいさつ

#### 3 石川所長あいさつ

#### 4 報告事項

##### (1) 平成19年度事業報告 [資料1]

事務局より、資料1「19年度練馬まちづくりセンター事業報告」について説明

[会長] 昨年度の運営協議会の中でも確認していただきましたので、特に何もなければ、20年度の事業について入っていただきたい。(発言なし)

##### (2) 平成20年度事業計画 [資料2]

[会長] 20年度の資料2について19年度と重複している部分が多いため、資料2-2により説明していただきたい。

(事務局より、資料2-2「新規・重点事業について」について説明)

[会長] 一つは地区まちづくり支援の話であったが、まちづくり活動助成は比較的ソフト面で市民発意のおもしろい提案があった。それはそれで重要だが、もう少し都市計画的、たとえば具体の地区の環境改善に繋がるような計画づくりを住民発意・住民参加と進めていくということができないか。まちづくり条例の中で、住民が地区まちづくり計画を提案できるという制度があるが、実際にはまだ活用されていない。参加型都市計画で目のありそうなところに入り、そこで地区まちづくりの計画をつくるというイメージで、もう少し実績をつくっていけないか。

また、まちづくり条例を活用したまちづくりの展開ということについて、まちづくり条例の中に様々なまちづくりを実施する仕組みがあるが、よく動いていない。大規模建築物に関わる専門家派遣制度の実績は2件ある。そういうものをきっかけに、地区まちづくりや地区計画づくりに展開していけないか。

または、まちづくり活動助成というのはセンターで成功している事業で、応募も増加してきている。そのため面白い事業がたくさんあるが、助成して終わりになってしまうこともある。そこを条例に位置づけられたテーマ型まちづくりや、公園を自分たちで管理・運営する・改修する等の施設管理型まちづくりに活動を位置づけて、より高いレベルの活動に位置づけていくようなことはできないか。いろいろなまちづくりをバランスよく発展させるために、条例上に位置づけられた様々なまちづくり制度とセンター独自でやってきたまちづくり活動助成などをつなげて、体系的にまちづくりにしていこうということを考えていく。

次に、「みどり」について。「いきものまちづくり」部門は、ほかでは聞いたことがない。練馬みどりと関連していこうというものである。タウンサイクルマップや自転車とのことも結び付けての話もあるが、どうだろうか。

[委員] 基本的にはこれは私もやりたいことであり、またいいことだと思う。

まちをあるいていると、江古田についていうと、日大芸術学部あり、音大、武蔵大あり。そうすると先生方に会うと、「今駅前パチンコばかりだよ。なんとかしないといけないよね」という声は個別には聞く。「タウンアートのエコタウンづくりしない？」と箇条書き程度のものを持っていったこともある。もう少し企画をつめた企画書ができるか、それに基づい

てプロデュースできる人がいないといけない。そういうことができれば、江古田、大泉含めて練馬を芸術のまちづくりで括っていくということもできる。

「みどり」の話については、練馬区は農地が多い、そして区も今年は廃食油を回収する。そうすると、リサイクルセンターの横にある練馬工業高校に、例えばバイオ装置をつけて、回収したものを農家のトラクターに使っていくようなことを具体的にしていけば、もっと地域が活性化されたり、生きていくことができるのではないかと。個別の助成もいいが、みんなが集まって地域の資源をいかしながら何年かかけてもいいから進めていければと思う。日大の芸術学部・武蔵野音大の方は、私が連れてくる。専門家も集まって、資源を活かした企画を我々で作り、具体的な活性化につなげていくようなことができたらいいと思う。そのためにもサポーター制度も活かしていければ、私は非常にいいと思う。

**〔会長〕** そういった活動をセンターとしてどう支援していけるか。例えば小谷さんが入るということもある。または具体的な谷口さんが考えていることを、各大学のひと、商店街のひとが集まって活動をしていくときに、どういう方向があるのか、どんな体制でどんなことをやっていくのかアイデアを出し合いながら共有していくことが大事である。

**〔委員〕** もう一つは、区やセンターの助成金ということだけではなく、企業などを総合的に動かすような動きをすれば、一肌脱いでくれる人がいれば、できてくるのではないではないか。やるのであれば、ここまでやりたい。

**〔会長〕** まちづくりプロデューサーが必要なのでは。

**〔委員〕** そのためには、納得できる企画ができなければいけない。そういう人を引っ張ってきたい。

**〔委員〕** 資料2-2の下のほうで「テーマ型まちづくり協議会拡大」とあるが、具体的な活動で拡大しつつあるようなものがあるか？

**〔事務局〕** (テーマ型まちづくり協議会についての説明)

条例のテーマ型まちづくりということで、「練馬景観まちづくり会議」というグループの方が手を挙げて、昨年度協議会として認定された。建築士会の景観部会を中心とした方々で、関心のある人を募りながら進める企画である。

**〔会長〕** こういう取り組みは、関心のある方で輪が広がっている仕組みがないと発展していかない。事務局としては、この会議の運営を支援していくことがあるが、活性化するための情報の公開等が特に大切である。

**〔委員〕** 前回の会議でも今年度は、広報活動の支援をご協力いただきたい。「テーマ型まちづくり協議会」というものが発足して動き出した、ということを知っていただく活動を行う必要があると考えている。いろんな人が集まることで多くの意見が出てくる。

**〔会長〕** 活動助成団体OBなどに対して、センターはどういう支援をしていくことになるか。

**〔事務局〕** まちづくり条例で位置づけられている中で、一定の支援がある。テーマ型の中で具体的には、「専門家を派遣する」ことが決められている。また活動報告会やWAメッセの中で協議会の発表の場を設けること等を想定している。

**〔会長〕** 条例としては、具体的には専門家派遣であろうか。活動経費を支払えるようなものは

なかったか。

〔事務局〕経費はなかったと思う。仲間を募る等の情報発信は、センターのメディアの中で出していきたい。センターの活動に絡めて支援できることはすすんでしていきたい。

〔会長〕地区まちづくりの支援をみると、センターが重点的に人的・物的・金銭的支援をし、実質的に計画づくりにつながるというイメージができるが、「まちづくり条例を活用したまちづくりの展開」という方は、必要なものがちがうかもしれない。認定されることによるメリットを提示できるとOB団体やこういう条例の団体のインセンティブにつながる。

〔事務局〕センターとしては、まだ整理を明確にできておらず、まだやるべきことがある段階。条例にのせて協議会に手をあげていただけたら、センターの成果として…というのも能率的ではないと思っている。現場を持って活動をしている区民の方に、どう役に立てるのかというのが、大きなテーマとなってくる。そのような意味で、「協議会になることはどういうメリットがあるのか」というのは大事な点になる。まだ一般論的な話ですが、1つは区との関係が持ちやすくなる可能性があることではないかと考える。今回の「練馬景観まちづくり会議」に関しては、区で行っている「景観法に基づくマスタープラン」の着手につながる。協議会からの提案ということで一緒に意見交換しながら、マスタープランにふさわしい提案は、どんどん受け止めていけるフローが組めるだろうという話もあった。

〔会長〕条例にもとづく提案権があるのか。

〔委員〕提案権があって、その提案を取り入れられるかを区が必ず検討することになっている、それが一つの価値である。その過程の支援の具体策については条例では規定されていないため、センターでお願いしたい。

〔事務局〕動かしながら考えていこう、必要なもの・できることからサポートを作っていこうということだとセンターでは考えている。条例を有効に活用して、練馬のまちづくり活動を盛んにしていくための支援をしていくものとして位置づけられていると思っている。「センターなにができるのか。」ということは、景観まちづくり会議の方とも話す機会をつくりながら、時には一緒に汗をかきながらできることをやっていきたい。

〔会長〕景観に対してだけではなく、まちづくり活動がしやすくなる具体的なメリットがなければ、まちづくり助成制度の次のステップアップに繋げていけないのではないかな。そこはどのような橋渡しができるか。提案権があるというのはひとつあるが、それだけなのかどうか。

〔委員〕今のところ「提案ができる」というのが主体であって、まちづくり条例をまだまだ改正しなくてはならない部分があるのを感じている。どのように条例を位置づければ区民の方が活動しやすくなるのかを具体的に提示していただければ、こちら側も必要となれば改正もしやすくなる。条例をつくる側として、条例にのっとなってやってくれる数が上がる方がうれしいが、条例はあくまでもツールであるので、使えるときに使えればいいと思う。

〔委員〕「テーマ型まちづくり協議会」というのは、石神井公園を地域博物館にしたいという構想をまちづくりと考えた場合、道路がバリアフリー化されていないので歩きづらい、家並みと景観がマッチしていないといったことを改善するのも該当するのか。

〔会長〕それは、総合型地区まちづくりや公園管理であれば施設管理型の方であって、テーマ

型というよりも、ある一定の地区を対象にしたまちづくりではないか。練馬景観まちづくり会議というのは、練馬区の景観を広く扱っているため、いろんな場所のいろんなことを、景観というテーマで考える団体である。

〔委員〕練馬区全域を見るということで、視野を少し引いて俯瞰的に見ているようである。

〔会長〕ある特定の農地の活用を考えれば地区まちづくりかもしれないが、一般の問題で制度や対策を提案しようとするれば、テーマ型になる。特殊な空間を考えるのであれば、地区まちづくりになる。

〔事務局〕協議会に関して、条例認定要件が決めている。テーマ型まちづくりは5点あって、

1. 設立の目的が条例にあっていること。
2. 10人以上の区民等、メンバーの半分以上が練馬区の人であること
3. 区民等の参加の機会が保障されていること（先ほど伊藤さんからもお話がありましたに、建築士会の方以外は入れないというのはここで省かれてしまう。）
4. 代表者・会計等の役員や会則があること
5. その他区長からの用件を満たしたものですからテーマ型は特定の場所やどこに住んでいるかの限定がない枠である。

施設管理型地区まちづくり協議会のほうは、

1. 設立の目的は条例にあっていること
2. 対象となる施設ようが決まっていること
3. 協議会の設立目的が施設の管理者や土地の所有者、利用者の理解を得られていること
4. 施設の周辺の住民・利用者の半分以上でメンバーが構成されていること
5. 施設周辺の住民利用者の参加の機会が与えられていること
6. 代表者・会計等の役員や会則があることその他区長からの用件を満たしたもの。

こちらは、施設が特定されていて、周辺の人たちが参加できるということをきちんと受け止めたことが景観の条件になっていて、テーマ型と異なる点である。

〔委員〕2ページの区の参加型支援に関連するが、助成事業を行っていて次のステップが見えなくなってきた。区の住民協働型事業の支援と該当する部分があるが、ここに載るには、こういったステップやルールを踏んでいけばいいか。

〔事務局〕住民参加型協働事業については、練馬区が行う事業で住民参加のプロセスを設けたものがいくつかある。そういった事業に対して、まちづくりセンターが区と協働で行っているものである。形としては、区が住民参加に関わる事業について受託を行っている。区の発意であって、練馬区が住民参加でプロジェクトをやっていきたい場合に、まちセンを引っ張り込んでやろうと使っていただく事業である。今年度は3つ。地域福祉課と実績を積みながら、まちセンのもっているものをはっきりさせて広めていきたい。

区民の皆さんの活動の次のステージとして、「まっぷす」は、まちづくり事業に対する提案を作って投げかけているが、たとえば協議会にもっていくことが1つある。協議会のメリットとして、ひとつ提案ができることがある。区はある程度、尊重して意見を受け止める姿勢があるので、条例に位置づけられた枠の中で、提案をぶつけてみる。施設管理型協議会

では、先ほども申しましたように近隣の方が参加することが条件にあるので、近隣の方を仲間にしていきながらやることが次のステージになる。そう考えると、協議会はその道具になりうる。

〔委員〕住民参加型というのは区が発意する事業の中で活動を行うということ。区が所管する事業であると住民にはお金だけでなく体力的にも限界がある。区の所管事業が何箇所にもあり、東京都にも絡んでいるので、そこはコーディネートしていただかないと難しいと思った。

「まっぷす」の活動も区の住民参加型支援にも当てはまるかと思ったのだが。

〔会長〕所管課がそういった事業をやるときに、区がまちづくりセンターに協力を依頼して引き受けている。

〔委員〕区の方がセンターに呼びかけることがスタートである。

〔委員〕ただ提案型にしても、区の事業にのるにしても、目的がしっかりした組織、協議会ができていなければいけないということである。

〔事務局〕そうであれば、話を聞きやすくなるということがある。

〔委員〕そこまで我々がどのようにもっていくか、センターはそれをどう支援していくのか。そして、住民の方は、いろんな地域の人が絡んで地権者や経験者も含めた組織をつくったと言えば動きやすくなるということである。

〔委員〕「みどり」の関係について。主な取組みのところで、どのようなつながりがあるのか詳しく教えていただきたい。

〔事務局〕「いきものまちづくり」は、センターとして、みどりの取り組みを改めてどのように進めていくのか議論と検討をしてきた。いきものというのを掲げた意味としては、「飾りとしてみどりが街中に見える」「量があればいいだろう」の次の段階にテーマがあるのではないかと。練馬区は夏になると熱帯夜が続いている。区民のみなさんも街の環境を考えていると思うが、「みどり」というのは、単に緑色に見える植物だけではなく、その背景、根っこや水の循環、いきものの生活、こういった連鎖が環境の中で機能していく。それが薄れ、都市化で消えかかっている状況があるので、本質的、広い意味での「みどり」をテーマにしている。飾りではなく、1つ1つの活動が小さくても数を増やすことで練馬区全体の環境が、いいものになり貢献できる。そのためみどりのあり方を、専門的なことも含めて考え、ワークショップを導き出して打ち出そうというのが、まず2点目のネットワーク構想である。その考え方を小さなスポット程度のもものとして、実際に実践で作っていくことを、区民の方とやっっていこうというのが、活動助成テーマ部門の「いきものまちづくり」である。

〔委員〕協議会をつくっていくお話しに非常に興味がある。少しずつ勉強しながらやっていきたいと思う。今度私たちは活動助成を受け、次に何をしようと考えていく中で、色んなことをして、自分たちで通常行っているものよりももっと先をみながら、活動していかなければと反省している。

〔会長〕大変だと思うが、ぜひ地区まちづくり協議会になっていただければ。

〔委員〕 いろんな仕組みがあるんだなと思った。一方で、いろんな枠組みが始めにできると、意外と使い勝手がよくないのではないか、どの枠組みに当てはまるのかを見極めるのが、具体的な事業がある場合は難しくなってくると思う。そこをナビゲートしてくれるのがセンターなのか、はっきりさせないといけない。

もうひとつ説明の中で疑問に残ったのは、テーマ型まちづくり協議会の枠組みというのは、制度的な汎用性のあることを提案するということだろうか。

〔会長〕 景観計画をつくるときに、限られた特定の場所のルールをつくるのではなく、練馬区の住宅地では色調を大体こんな色にしようなど、広く決めることができる。練馬区にある良い景観パターンを見つけ出してきて、それをどのように広めていくのか、ということ、いろんな市街地をみて共通点を見つけ出していく活動である。みどりの保全や農地など、いろんなテーマがありえる。

〔委員〕 区とかまちづくりセンター、いわゆる行政を相手にするときは、仕組みがしっかりしていないといけない場面が多い。しかし区民側からするとそればかりはしてられない。私は活動助成事業に申請していない。つまり自由にやりたい。お金・内容、あれは駄目これも駄目、このメンバーではできない。そのようなことが出てくるとやりたことができない。そのため何がやりたいのかを決めて、それに向かって自由にメンバーと動く体制ができていれば、できてくる。仲間には申請をしている人もいるが、わたしはしないで動いている。つまり区民側からすれば、自由に選択すれば一向に差し支えないということ。

〔事務局〕 そこが区民の自発的な活動の原点。我々センターとしては、協議会になる気が無い、活動助成に手を挙げる気はない、という活動を相手にしないわけではなく、その気はないけど活動をバンバンしていきたい団体に対して、センターに寄ってきていただける所にしていきたい。そこで、協議会や活動助成の制度をお勧めする場合もあるかもしれないし、制度にのっかるのがいいという場合は、どういうシーンが必要かということをサポートしていく。また一方で、新しいニーズを我々も教えてもらえる機会になる。よろしく願いたい。

〔委員〕 もう既に適宜利用させていただいて、ありがたく思っている。これから、お互いを考えていくと、スケールを大きくして、みなさんの活動を、総合的なイメージするまちなしたいな、という思いが強い。その多様な方向性をまちづくりの活性化につなげていくためには、協議会のようなものをきちんとつくらないと、なかなか動けない。それは一応、頭の中にあっているいろいろやっているのだが、難しいところだと思う。それから私の個人的な名刺の中に、「環境にやさしい商店街づくり」があるが、環境省にいくと、本気で「これをやってよ」といわれることが多い。つまり CO2 が中小商店街や家庭からボンボン出ている。そのため、環境のためにも活性化のためにも、本気でやらなければと思う。

〔委員〕 地区まちづくり支援について、今後も積極的にやっていただきたいが、これと平行して、是非「こういう仕組みがある」という PR をもっとしていただきたい。

それから、私も仕事で、民間の事業者として動くこともあるが、事業者というのは「事業ができさえすればいい」という考え方が必ずどこかにある。そのため、こういった事業があ

るところに地区まちづくりを運営すれば、地権者・住民の方と事業者が協働でいい街がつかれるのではないかと。もしかすると、センターではそういったことを想定していない、歓迎していないのかもしれないが、わりと練馬区内ではニーズがあるのかもしれない。これから大規模なマンションや道路ができてくる。黙っていればその事業はうまくやっていくと思うが、影響を及ぼす範囲は大きいので、そこで事業者との橋渡しの機能を、将来、センターに担っていただけるといいと思う。

〔会長〕具体的には、事業が起これそうな場所をリストアップしておいて、先手を打っておく、地区まちづくり計画を作っておくとか…

〔委員〕事業者の方と、地区まちづくりの人たちのスピードはかなり違う。事業者はスピードが遥かに速いから、地域の方とうまくやっていく調整をしても、どこかで破綻してしまうパターンが多い。そういうこともあって会長がおっしゃったように、事業が想定されそうなところは、早めに地区の方が動きだして、いかに事業者より先手を打てるか、ということだと思う。事業者の方は、なかなか住民の意見がまとまるのを待ってられない部分があると思う。

〔事務局〕今の関連の話だが、資料の2ページに「みどりをつくる主な取組み」というところに、センターが都市計画課から受けている調査研究事業があります。これは、農地の多いところで宅地化が想定されている、それをどのように良好な環境を保てるか、残すものは残しながら宅地開発が進められるか、そのようなことを考える研究である。阪西委員からお話があったように、事業者が「これはダメあれはダメ」というだけではなく、例えば農地を持っている地主さんが相続のきっかけで手放し宅地化しなくてはならないとき、ひとりで悩んで処分をしてしまう。それを受けた開発業者さんや不動産屋さんがその部分で事業をしている。その現状をもう少し広げて、地主さんの意向を聞き取りつつ、絵を描いて、一定のルールを決めておいた中で、いざというときにはいい宅地化にしてもらい、あるいは手をつけてほしくないところは網をかぶせる、といったように事業とまちづくりを調和させられないかというスタディを担っている。これがうまくひとつのモデル的なケースとなり、整備されるようになれば、まちセンはデベロッパーになって、儲かっていくのではと。

〔委員〕本気でやっていただきたい。

〔事務局〕まちづくり条例の中では、大規模な開発というのは事前の周知をさせる手当てをしており、それに対応できる時間、意見を言える時間を地域の方たちはもっていますが、時としてはリストアップさせていても、デベロッパーさんの動きはとても早いので、気がついたら「ここで。」ということが多くあると思う。センターがやるべきかどうかは検討の余地があると思うが、コンサルティングのようなものを行っている住民の方と事業者との折衷案・接点ができるだけ持てる提案を検討する。そのために、地域を日ごろから見て備えられるか、そこからへんを今後センターとして視野にいれたい。

〔会長〕事業を進めるにあたって、いくつか具体的に考えていただきたいこともあるので、反映していただければと思う。

## 5 協議事項

### センターサポーター制度（案）について 【資料3】

〔事務局〕 より、資料3「練馬まちづくりセンターサポーター制度について（案）」

〔事務局〕 このテーブルで量を重ねてきたものなので、詳しい説明は省くが、資料3は、サポーターのみなさん側に立った形です。制度を動かそうとしているセンターの仕事ではない運営をしようとしており、目的は、センターとサポーターやセンター利用者との間で、お互いやり取りができる関係をつくろうというもの。センターは利用者の交流を運営に役立てる、あるいはセンターの事業をみなさんに知っていただく。あわせて、センターをとりまく区民の皆さん同士とコミュニケーション・やり取りの場をつかって、それによって新しい動きが生まれるきっかけ、下地ができればな、と思っている。対象としては、センターを訪れる方たちを、まちセンのサポーターと位置づけさせていただいている。

サポートセンターで何ができるかという、センター側からのまちづくりに関する情報発信を、現状より効果的にしていくために、この連絡網を使ってやっていきたい。それから、サポーター同士で情報を交換ができるようにしていきたい。これについては、センターを介してまず動かしてみようと思っている。助成制度や協議会などにとらわれず、自由に活動を始めたい場合、活動の紹介や仲間集め等を発信できるものにしていきたいと思う。

また、サポーターの皆さん同士の交流の機会をセンターから提供したい。サポーターの声を今以上にセンターにぶつけていただきやすくすることで、それを活かして、まちづくりの新事業や改善をしていきたい。連絡の仕組みはホームページやメールアドレスを使う。今すでに何か関わっている方のほか、新しい方にも接点を持っていただき、情報を速やかに提供できるようにする。

最後にスケジュールだが、4月の下旬にこういうことを始めます、というPRをしていきたいと思っている。5月に入ってからWAメッセージがあるが、正式に、サポーター制度を開始します、という区切りの宣言をしてみなさんに報告、スタートを切りたいと思っている。

〔委員〕 今の話からでは、一度参加しないとサポーターになれない。参加するために、いつ何をやるのか情報を欲しい人もいるのでは。メーリングリストに載るくらいなら、一度も参加していなくてもいいのではないか。

〔委員〕 センターを介して情報を発信するサポーターは限定するにしても、受け取るだけなら誰でも登録できるようにしておけばいいのではないか。

〔事務局〕 団体登録とか、本を借りに来た人にも、アドレス教えてもいいよという人がいれば、乗せていきたいと思う。まちづくり講座に参加していただいた方には、連絡先を記入していただいております、その後もいろんな情報をお送りさせていただいております、実際的には、こういうことをきいたという申し出があれば登録させていただく。一度参加しなくても、興味があれば、リストにいれていきたいと思っている。

〔委員〕 センター事業に参加しなくても情報がほしい人は参加できるということか。

〔事務局〕センターのスペース利用も含まれているので、かなりゆるい接点であっても関心を持っていただいた方ならいいのかなと思う。

〔会長〕関心あるかたは購読できて、メールマガジンは切り離していけばいいのではないかな。

〔委員〕登録内容は、氏名およびメールアドレスのみとなっているが、まちセン事業の関連されていた方対象ということなので、事務局は属性についてもう少しを把握しておいたほうがいいのではないかな。今後、この形ですとメールマガジンとしての情報発信でいいか、意見を頂くときに、その方がどのような方なのかが把握できないのは、あまりよくないのではないかなと思う。

〔事務局〕どの辺まで把握すればいいのか、というのは考えどころである。実際には、委員の方や、WA メッセの準備委員会で支援をしていただいている方は住所や電話をいただいている。

〔会長〕サポーターというのはもっとはっきりしているもので、センターを中心としたコアなもの。新しく入ってくる人をどのように集めるのかというのは、メールマガジンを購読する層、つまり、サポーター予備軍として、イベントをちょっと観に来るだけでもいいのでは。それから関心をもって、講座に来たときにサポーターに参加したいとなったときに、登録してもらおうという仕組みにするのもいいのではないかな。いま議論になっているのは、持続性を持たせるために新しい人が自由に入って来られる仕組みが必要だということである。メールマガジンはHP できちんと登録できるような仕組みをつくって、サポーターは住所など把握しておくようになるのではないかな。

〔委員〕サポーター同士の情報の交流というものもあるのか。

サポーターのなかのルールづくり、大枠の組織のようなコアなもの、全体像が今後必要になってくるのではないかな。

〔会長〕当面はメールマガジン等で進めていくということで議論をして、このスケジュールにのってやっていただきたい。

## 6 連絡事項

- ・次回の会議は、8月1日に決定した。